

1. 介護保険制度とは

1-1 介護保険制度の仕組み

- 介護保険制度は、栃木市に住所を有する40歳以上の全ての方に加入者（被保険者）として保険料を負担いただき、加齢に伴い日常生活の介護や支援のお手伝いが必要となった方が費用の一部のみを負担することで保健医療・介護サービスを利用できる、栃木市が運営する制度です。

加入者（被保険者）

被保険者は、年齢によって次のように区分されます。

65歳以上の方（第1号被保険者）

●サービスを受けられる方

日常生活について常に介護が必要（要介護状態）と認定された方、又は要介護状態にならないよう日常生活に支援が必要（要支援状態）だと認定された方。

*被保険者証は、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）の有無にかかわらず、65歳を迎える誕生日の前日が属する月に郵送されます。



40～64歳の方（第2号被保険者）

●サービスを受けられる方

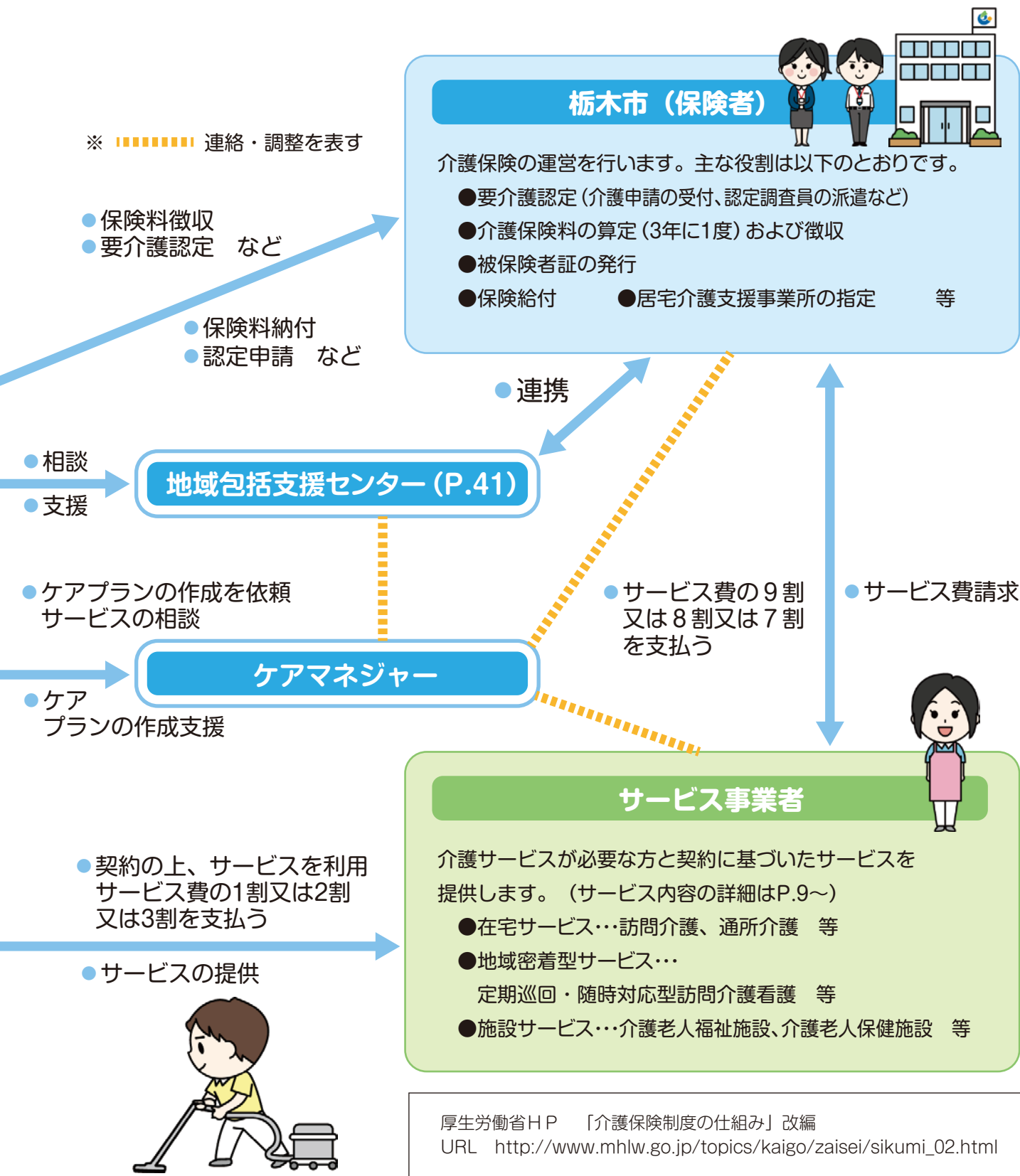
介護保険法に定められた特定疾病（下記参照）により、要介護又は要支援状態と認定をされた方。

*被保険者証は、要介護認定を受けた方のみに交付されます。
*介護保険の対象となる病気（特定疾病）は次の16種類です。

- ①末期がん ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦脊柱管狭窄症
- ⑧進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病
- ⑨脊髄小脳変性症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫閉塞性動脈硬化症
- ⑬糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑭脳血管疾患 ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



・被保険者証は、要介護認定の申請後、認定結果が記載されます。また、介護保険サービス利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。



ケアマネジャー（介護支援専門員）とは？

介護や支援が必要な方の相談や心身の状況に応じて、適切なサービスを受けられるように「ケアプラン（介護サービス等の計画書）」の作成や、関係機関との連絡調整を行う専門職です。

※ケアマネジャーがいる居宅介護支援事業所がご不明な場合は、市役所窓口等で「栃木市介護保険サービス事業所一覧」を配布しておりますので、ご利用ください。



介護保険サービスを利用するためには、（１）基本チェックリスト又は（２）要介護認定を受ける必要があります。

（１）基本チェックリストを受ける

介護予防・生活支援サービス（ホームヘルプ（訪問型サービス）※1やデイサービス（通所型サービス）※2）のみを希望する場合には、基本チェックリストを受けます。基本チェックリストには全25項目の質問があり、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。

基本チェックリストにより、サービスが必要だと判断された方は、ケアマネジャーによりサービスの利用計画書（ケアプラン）が作成された後、サービスを利用します。

基本チェックリスト受付

●申請窓口：◆各地域包括支援センター（P.41）

（２）要介護・要支援認定を受ける

ホームヘルプやデイサービスだけではなく、福祉用具を借りたり、住宅を改修して手すりを付けたりするなどの介護保険サービスを利用したい場合、要介護・要支援認定を受けます。訪問調査や主治医の意見書を基に、専門家が審査します（認定審査会）。認定の結果により、利用できる介護保険サービスは異なります。認定結果を基にケアマネジャーがケアプランを作成し、サービス利用を開始します。

要介護・要支援認定の申請

●申請窓口：◆高齢介護課 介護認定係
◆各地域包括支援センター(P.41)

●申請の際に必要なもの

- ①申請書：申請窓口においてあります。
- ②介護保険の被保険者証（黄色）

：65歳を迎える誕生日の前日が属する月に郵送されます。

※40～64歳の方は医療の保険証をお持ちください。マイナ保険証の方はマイナポータルサイトから医療保険の資格情報の確認が必要です。

本人だけではなく、ご家族も申請できます。

※申請書には、主治医について記入する欄がありますので、かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

要介護・要支援認定（調査～判定）

- ① 主治医の意見書：市の依頼により、主治医が意見書を作成します。
- ② 訪問調査：介護認定調査員が自宅等を訪問し、心身状態等について調査を行います。
- ③ 一次判定：①②の結果をコンピュータに入力し、一次判定を行います。
- ④ 二次判定：一次判定結果や主治医の意見書等を基に、専門家が審査します。

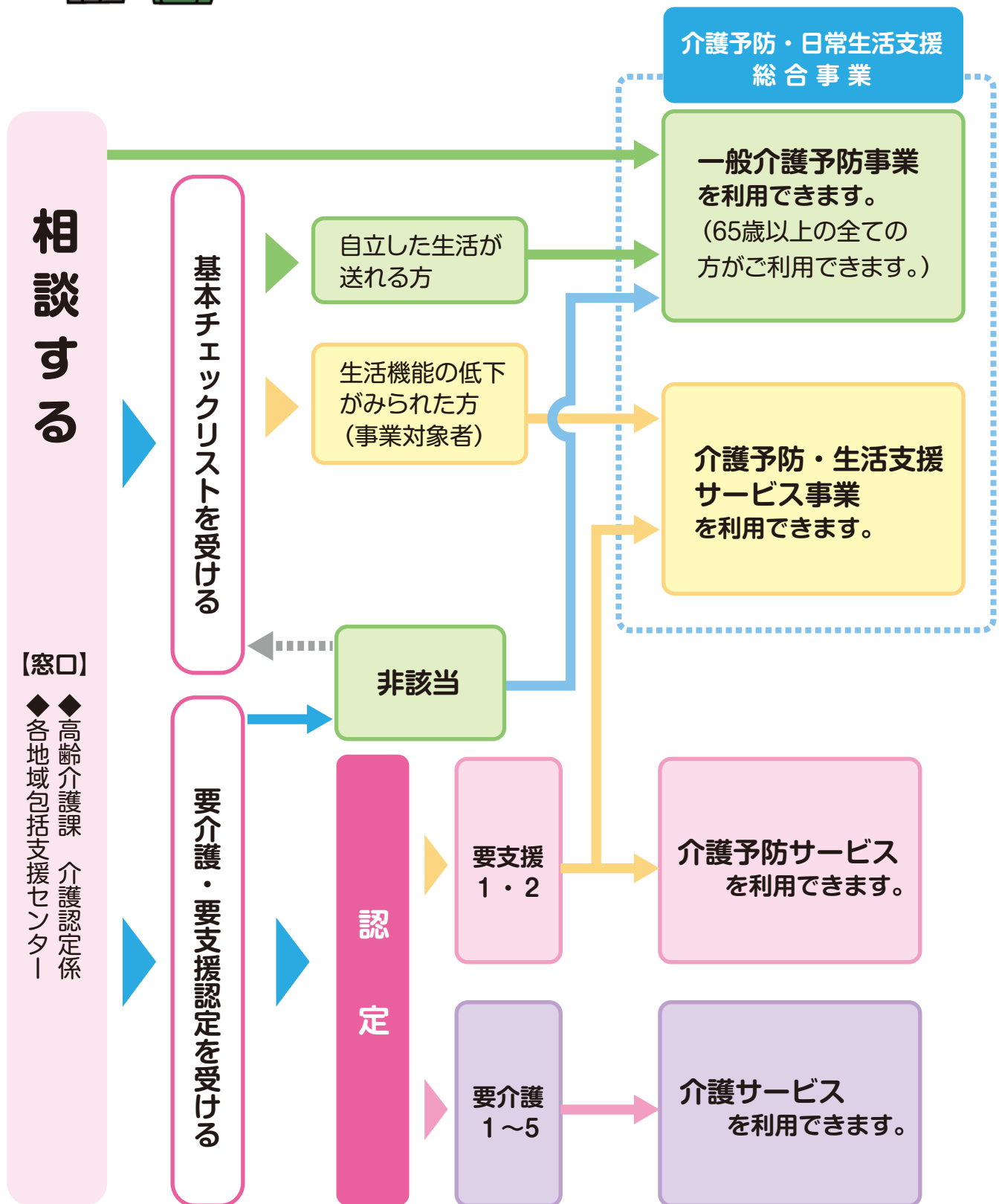


認定 要介護1～5、要支援1・2、非該当の結果が出ます。
認定の結果によって、利用できるサービスが異なります。

※1 ホームヘルパー等が訪問し、生活援助・身体介護を行うサービス
※2 施設で生活機能を維持向上させるための体操などを行うサービス



★相談から認定区分決定までの流れ



介護保険制度とは

介護保険
サービスを使う

サービスに関する
費用について

介護保険料について

栃木市の高齡者向け
サービス

★認定区分決定からサービス利用開始までの流れ

一般介護予防事業
対象者

介護予防のための事業に
参加したい
(P.27～)

介護予防・生活支援
サービス事業対象者

介護予防・生活支援
サービスを受けたい
(P.26～)

要支援
1・2

介護予防サービス、介護
予防・生活支援サービス
を受けたい
(P.15～、P.26～)

要介護
1～5

介護サービスを受けて
自宅で生活したい
居宅サービスの種類
(P.9～)

施設で生活したい
施設サービスの種類
(P.13～)



①地域包括支援センターに 連絡します。

- ◆お住まいの地域の包括支援センターに連絡しましょう。
(地域包括支援センターマップ P.42)
- ◆ご家族や地域包括支援センター職員と、これからどのような生活を希望するか、そのためにはどのようなサービスが必要か話し合いましょう。
- ◆詳しくは、お問い合わせください。



①居宅介護支援事業所に 連絡します。

- ◆事業者一覧等から、居宅介護支援事業所を選びます。(市の発行している一覧では、●、○のマークがついた事業所になります。)

①希望の施設に連絡します。

- ◆入所を希望する施設の見学やサービス内容、利用料金について検討した上で、施設に直接申し込みます。



②一般介護予防事業をご案内します。

＜主な一般介護予防事業＞（P.27）

☆地域づくり型介護予防事業「あったかとちぎ体操」

☆介護予防ボランティア「ますます元気サポーター」活動支援

②ケアプランを作ります。

- ◆相談した内容を基に、介護サービスをどのくらい利用するか決めた計画書（ケアプラン）を地域包括支援センターの職員と一緒に作成します。

③サービスを開始します。

- ◆介護サービスの提供を受ける事業者と契約します。
- ◆ケアプランにそって、介護予防・生活支援サービス（P.26～）を利用します。

②ケアプランを作ります。

- ◆相談した内容を基に、介護サービスをどのくらい利用するか決めた計画書（ケアプラン）を地域包括支援センターの職員と一緒に作成します。

③サービスを開始します。

- ◆介護サービスの提供を受ける事業者と契約します。
- ◆ケアプランにそって、介護予防サービス（P.15～）、介護予防・生活支援サービス（P.26～）を利用します。

②ケアプランを作ります。

- ◆相談した内容を基に、介護サービスをどのくらい利用するか決めた計画書（ケアプラン）を担当ケアマネジャーと一緒に作成します。
- ◆費用、日時などに利用者が同意し、ケアプランができあがります。

③サービスを開始します。

- ◆介護サービスの提供を受ける事業者と契約します。
- ◆ケアプランにそって、介護サービス（P.9～）を利用します。

②ケアプランを作ります。

- ◆入所した施設のケアマネジャーと一緒にケアプランを作成します。
- ◆費用などに利用者が同意し、ケアプランができあがります。

③サービスを開始します。

- ◆ケアプランにそって、介護保険の施設サービス（P.13～）を利用します。